

労災指定医療機関の皆様へお知らせ

平成22年1月1日から
船員保険と労災保険が統合されました。

船員保険の被保険者の方の

平成22年1月1日以降に発生した
職務(業務)上災害又は通勤災害の医療の給付は

労災保険から給付されます。

職務上の災害や通勤災害に船員保険は使えません。

診療報酬は、都道府県労働局に請求して下さい。

- 診療報酬は、労災診療費算定基準で算定して下さい。
- 他の労災患者の方と一連のものとして請求して下さい。
- 労災保険では、通勤災害の初診時自己負担金200円は徴収しないで下さい。
(労働局へは、初診時自己負担金相当額を控除しないで請求して下さい。)

詳しくは最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。

